(第1片) (表)

年 月 日

練馬区長 殿

管理者住所

氏 名

診療用エックス線装置備付届

下記のとおり診療用エックス線装置を備えつけたので、医療法第15条第3項および医療法施行規則第24条の2の規定により届け出ます。

記

	療	所	名			称											
診			所	在		地	電話番号			ファク	シミリ	J番号	<u> </u>				
			製	作	者	名											
	診関		型			式											
	診療用エックス線装置に関する事項		定格	3 出力		続 時間 放式				キロボル ミリアン キロボル ミリアン キロボル マイクロ	ペア(r ・ト(KV) ・ペア(r ・ト(KV)	mA) ) mA)	*(μ	秒 ı F)	,		
	重 に		エックス線管の数											•		管	球
			用			途	一般撮影 その他(	•	ij	透視・	СТ	•	٠	歯科用			)
エ	医 線		氏		名		職	種		エ	ックス	線診	療に	こ関す	る経歴	Ē	
線診療に従事す	・歯科医師・診師または診療工	の氏名および経								免許登録 登録年月			年	月	Ē	∃	
	備	付	年	月	日				í	¥	月		日				

	施行規則第30条第1項第1号に規定するエックス線管 照射筒の遮蔽	有		_			
	大型 (二、て ) 「 ) マン ( ) 「 ) 「 ) 「 ) 「 ) 「 ) 「 ) 「 ) 「 ) 「 ) 「	F3	•	無			
			アル	ミニウム当量			
総	ろ 過	ミリメートル					
			Ŧ	リブデン当量			
	患者への入射線量率 50ミリグレイ/分	以 下	•	超える			
	一定時間経過時に警告音等を発することのできる透視時間を積算するタイマー	有	•	無			
透	高 線 量 率 透 視 制 御	有	•	無			
神	焦点皮膚間距離が30センチメートル以上になるような 装置またはインターロック	有	•	無			
化		有	•	無			
装	受像器を通過したエックス線が150マイクログレイ	以下	•	超える			
置	最大受像面を 3 センチメートル超える部分を通過した エックス線が150マイクログレイ / 時( 接触可能表面か	以下	٠	超える			
	利用線錐以外のエックス線を有効に遮蔽するための適 切な手段	有	•	無			
撮影装置	照 射 野 絞 り 装 置	有	•	無			
	医療法施行規則第30条第 3 項第 2 号に規定する焦点皮 膚間距離	以上	٠	未満			
胸部集検用	利用線錐が角錐型かつ受像面を超えない照射野絞り装 置	有	•	無			
	接触可能表面から10センチメートルにおいて1マイクログレイ/1ばく射以下となる受像器の一次遮蔽体	有	٠	無			
	10センチメートルにおいて 1 マイクログレイ / 1 ばく射 以 下 と な る 被 照 射 体 周 囲 の 箱 状 の 遮 蔽 物	有	•	無			
移動型・携帯型装置等	エックス線管焦点および患者から 2 メートル以上離れ て操作できる構造	有	•	無			
	装 置 の 保 管 場 所						
治装寮置用	ろ過板が引き抜かれた場合、エックス線の発生を 遮断するインターロック	有	•	無			
口内法 撮	照射筒先端における照射野の直径		t	ンチメートル			
手持ち口内	70キロボルト0.25ミリメートル鉛当量以上の取り外し のできない後方散乱エックス線シールド構造	有	•	無			
	透 視 装 置 撮影装置 胸部集検用 移動型・携 治療用 口内法撮 間接撮影装置 帯型装置等 装置 影装置	患者への入射線量率 50ミリグレイ/分一定時間経過時に警告音等を発するタイマー高線	患者への入射線量率 50ミリグレイ/分 以下一定時間経過時に警告音等を発することのできる透視時間を積算するタイマー高線 量 率 透視 制御 有	### ### ### ### ### ### ### ### ### ##			

(第2片) (表)

	使	Я	Ħ	Ø	場	所							
		遮へし物を記	ハ 設ける場	·····································	遮/	構	造、	材	料	, ,	亨	<u>ੇ</u>	
エッ		天				井							
クス 線 診				床									
療室の数	診療					(東)							
放 射 線 障	室の	周囲				(西)							
ックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	防	の画				(南)							
に関す	護物	壁等				(北)							
る構造設	の概	,,	監	視	用	窓							
備の概	要	出	入	П	Ø	扉							
安		そ	の他	Ø	開口	部							
		操		作		室		有	•	無(			)
		診	療	室 の	) 標	識		有	Ī	•	無		
			障 害 <i>の</i>		要 な		有	Ī	•	無			
	使	用	中	Ø	表	示			Ī	•	無		
			の実効線 从 下					有	Ī	•	無		

	管理	管 理 区 域 を 設 け る 場 所 別添図面のとおり
エックス線診		境界における実効線量が1.3ミ リシーベルト/3月以下となる措置 有 ・ 無
	X	立入制限措置有・無
寮室の放	域	標
クス線診療室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要	敷 地 の	敷地内居住区域および境界に おける実効線量が250マイクロシーベ ルト / 3 月以下となる措置
	境 界 等	入院患者(診療により被ばくする 放射線を除く。)の実効線量が1.3ミリ シーベルト / 3 月以下となる措置
の 概 要	そ の	取扱者の被ばく測定器具
	他	防護用具(防護前掛等) 有 無

## 注意事項

- 1 隣接室名、上階および下階の室名ならびに周囲の状況を明記したエックス線診療室の平面 図および側面図を添付すること。
- 2 診療室図は、照射方向、エックス線管から天井、床および周囲の画壁の外側までの距離(メートル)ならびに防護物の材料および厚さを記入した50分の1の縮図とすること。ただし、歯科用診療室は、50分の1または25分の1の見やすい縮図とすること。
- 3 管理区域の標識、使用中ランプ等の位置を診療室図中に記入すること。
- 4 エックス線診療に関する経歴欄には、医師、歯科医師、診療放射線技師または診療エックス線技師の免許登録番号および年月日を記入すること。
- 5 漏えい放射線測定結果報告書(写)を添付すること。